

評価結果	次期目標等への反映の方向性	【施策】 今後、新型コロナウイルス感染症の流行収束に伴って、講習会等への講師派遣の件数も以前の水準への回復が期待されることから、引き続き、講習会等の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発を図るとともに、事業者等からの相談への対応を行い、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることとする。 【測定指標】 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止し取引慣行の適正化を図るために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があつたと評価できることから、測定指標のうち、 ①「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び ②「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」については、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。 他方、測定指標のうち、「相談事例集の掲載事例件数」については、相談事例集の作成は事業者等からの相談への対応の一環として行うものであることを踏まえ、令和3年度以降においては、前記①の測定指標の効果を測るための指標の一つと位置付けることとし、「測定指標」からは削除することとする。この措置に伴い、当該測定指標の効果については、従来からの指標である「事業者等からの相談件数」及び「公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス件数」に加えて、「相談事例集の掲載事例件数」の実績値を基に測定することとなる。
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	○ 実績評価書資料の5(2)の独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発において、録画した動画等による講習会等を実施した旨の記載があるが、動画は講習会等の代わりになるものだと思うので、うまく活用してもらいたい。(南島委員) (基礎的な内容等の動画で足りるようなものは動画で対応したり、各業界に特化したような内容であれば、対面での実施や特別な説明動画を作成したりするなど、今後、オンライン化が進むと思われるので、動画等を有効に活用していきたい旨回答した。) ○ 講習会等の参加者の理解度に関連して、徐々に目標値を引き上げて、理解度といった数値を向上させていくという方法もあるが、目標値を高めるというのにも限界があるので、目標値はある程度あればそれで十分であるという前提で、ある程度の参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことを重視するような指標としていくという考え方も思う。(南島委員) (御指摘のとおりであり、参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことが重要であると考えている旨回答した。) ○ オンラインと対面の場合のアンケート結果を比較するなどして、どちらにどのような利点があるかを分析し、それぞれの弱みを補完するような取組が必要と考える。(小林委員) (オンラインと対面の場合のそれぞれのアンケート結果はあるので、今後、内容を分析し、取組内容を検討することとしたい旨回答した。) ○ 相談事例集は、毎年、大学の講義でも使用させていただいており、大変重宝している。キーワード検索機能等も付いて、データベースとして非常に有効なものである。今後とも、事例の拡充をお願いしたい。(多田委員) ○ 講習会等の参加者の理解度については、説明の中のどの部分を理解してもらえなかったのかを把握することも重要である。どの部分を理解できなかったのかに関するデータ・情報があれば、次の講習会等にも活かせるのではないかと。(中村委員) (講習会等のアンケートはマークシート方式となっており、具体的な記載はほとんど無いため、今後、検討することとした旨回答した。) ○ 「講習会等の内容を録画した動画を、一定期間何度でも視聴可能となるような特定の事業者等向けの講習会等にも対応した」との記載があるが、これはどういった趣旨か。(池谷委員) (講習会の様子を撮影し、講習会に参加できなかった者等に対して、一定の期間、視聴できるように対応したことを記載したものである旨回答し、実績評価書資料8頁の該当部分を修正した。)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①「独占禁止法に関する相談事例集(平成29年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:平成30年6月27日 ②「独占禁止法に関する相談事例集(平成30年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:令和元年6月26日 ③「独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)について」 作成者:公正取引委員会 作成時期:令和2年6月23日 (注)前記資料は全て公正取引委員会事務局官房総務課において保管している。
---------------------------	---

担当部局名	経済取引局取引部	作成責任者名 (※記入は任意)	取引企画課長 田中 久美子 相談指導室長 原山 康彦	政策評価実施時期	令和3年4月～7月
-------	----------	--------------------	-------------------------------	----------	-----------

測定指標		施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 事業者等からの相談件数[977件] 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス数[16,150件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[991件] ② 同左[18,168件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[868件] ② 同左[15,930件]	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[934件] ② 同左[16,248件] (注)	以下を始め、独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応に努め、独占禁止法違反行為の未然防止に努めた。 ① 同左[891件] ② 同左[10,303件] (注)
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

(注)令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

測定指標	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況	施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。	以下を始め、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発に努め、独占禁止法違反の未然防止に努めた。
	① ガイドライン講習会、講師派遣等の回数[95件]	① 同左[97件]	① 同左[81件]	① 同左[63件]	① 同左[24件]	
	② ガイドライン講習会、講師派遣等の参加者数[約7,190名]	② 同左[約6,840名]	② 同左[約6,115名]	② 同左[約5,090名]	② 同左[約2,720名]	
	③ 不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の回数[2件]	③ 同左[4件]	③ 同左[2件]	③ 同左[1件]	③ 同左[0件]	
	④ 不当廉売ガイドライン講習会、講師派遣等の参加者数[約40名]	④ 同左[約120名]	④ 同左[約35名]	④ 同左[約15名]	④ 同左[0名]	
	⑤ ガイドライン講習会、講師派遣等での参加者の理解度[—%](注)	⑤ 同左[—%]	⑤ 同左[—%]	⑤ 同左[96.5%]	⑤ 同左[97.3%]	
	年度ごとの目標値	独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発により、独占禁止法違反行為の未然防止を図る。				

(注)理解度については、アンケートにおいて、独占禁止法や関連するガイドラインについての理解について、「とても深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合を記載。平成28年度ないし平成30年度は、当該アンケートを実施していなかったため、空欄としている。

実績評価書資料

担当課 取引企画課・相談指導室

1. 評価対象施策

公正な取引慣行の推進

独占禁止法ガイドラインの普及・啓発及び事業活動の相談・指導

【具体的内容】

講習会の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）の普及・啓発等を図るとともに、事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）がこれから実施しようとする具体的な事業活動の内容について、相談に応じ、問題点の指摘等を行う。

2. 施策の目標（目標達成時期）

講習会の開催等による独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発、独占禁止法に係る事業者等からの相談（企業結合及び優越的地位の濫用に係る相談を除く。以下「事業者等からの相談」という。）への対応を行うことにより、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図る。（平成30年度ないし令和2年度）

3. 評価の実施時期

令和3年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化のために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止して取引慣行等の適正化を図るために役立ったか（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 事業者等からの相談への対応

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者等から、これから実施しようとして検討している具体的な事業活動について独占禁止法上問題がないかどうか個別の相談があった場合には、これに回答をしている。当該相談の受付窓口は、公正取引委員会事務

総局の本局（東京都に所在）のほか，全国各地の地方事務所等に設けており，当該窓口の連絡先等については公正取引委員会ウェブサイト等において周知している。

平成 28 年度以降の事業者等からの相談件数は表 1 のとおりである。

表 1 事業者等からの相談件数

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業者の活動に関する相談	776件	780件	685件	772件	747件
流通・取引慣行に関する相談	509件	552件	492件	525件	557件
共同行為・業務提携に関する相談	109件	101件	75件	95件	76件
技術取引に関する相談	30件	30件	18件	14件	17件
共同研究開発に関する相談	25件	15件	22件	14件	9件
その他	103件	82件	78件	124件	88件
事業者団体の活動に関する相談	201件	211件	183件	162件	144件
合計	977件	991件	868件	934件	891件

また，平成28年度以降に受け付けた事業者等からの相談について，相談を受け付けた日から回答を行った日までの日数が 7 日以内の件数の割合は，表 2 のとおりである。

表 2 相談処理日数が 7 日以内の件数の割合

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
割合	92.1%	91.6%	93.7%	92.7%	92.0%

さらに，公正取引委員会は，独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため，事業者等からの相談のうち，他の事業者等にも参考になると考えられる主要な相談の概要を相談事例集として取りまとめ，毎年公表している。平成28年度以降の相談事例集への掲載事例件数，公正

取引委員会ウェブサイトに掲載された相談事例集へのアクセス数¹の推移は表3のとおりである。

なお、当該ウェブサイトでは、過去の相談事例集について、年度別、行為類型別及び産業分類別の検索のほか、キーワード検索も可能となっている（産業分類別の検索及びキーワード検索の機能は、令和元年10月に追加。）。

表3 相談事例集への掲載事例件数、ウェブサイトアクセス数

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
掲載事例件数	13件	12件	13件	14件	12件
アクセス数	16,150件	18,168件	15,930件	16,248件	10,303件

(2) 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

公正取引委員会は、独占禁止法の運用に当たり、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者等の適切な事業活動に役立てるため、各種ガイドラインを策定・公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにしているところ、事業者等の独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性の更なる向上のため、ガイドラインの説明会を開催したり、事業者等が開催する研修会や講演会に講師を派遣したりするなどして、ガイドラインの普及・啓発に取り組んでいる。

なお、独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）のうち主要なものは、表4のとおりである。

表4 独占禁止法に係る各種ガイドライン（取引慣行等の適正化に係るもの）

- ・「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月）
- ・「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月）
- ・「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月）
- ・「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月）（以下「不当廉売ガイドライン」という。）
- ・「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月）
- ・「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月）
- ・「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（平成17年6月）
- ・「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月）

¹ 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

ガイドラインの普及・啓発に当たっては、①事業者等が開催する研修会や講演会に対する講師派遣（公正取引委員会の職員を講師として派遣することをいう。以下同じ。）により、事業者等の事業活動に適したガイドラインの説明を行ったり、関連業界における過去事例を紹介し、理解を深めてもらうほか、②商工会議所・商工会（以下「商工会議所等」という。）の経営指導員を対象とした研修会に対する講師派遣により、経営指導員が事業者等から経営等の相談を受けた際に、各種ガイドラインを参照した対応ができるようにするなど、それぞれのニーズに合わせた形で実施している。

また、公正取引委員会は、かかる講師派遣の機会を増やすため、一般向けのホームページでの案内、商工会議所等に対する文書による案内等を継続して実施している。

平成 28 年度以降に、事業者等が開催する研修会及び講演会並びに商工会議所等の経営指導員向け研修会（以下「講習会等」という。）に講師派遣を行った件数及び参加者数の推移は、表 5 のとおりである。令和 2 年度の 24 件の実績のうち、8 件（事業者等向け 5 件、経営指導員向け 3 件）はオンライン又は録画した動画での講習会等となっている。

表 5 講習会等への講師派遣の件数及び参加者数

年度	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
事業者等向け	54 件 (4,578 名)	62 件 (4,384 名)	55 件 (4,607 名)	40 件 (3,561 名)	21 件 (2,201 名)
経営指導員向け	41 件 (2,611 名)	35 件 (2,453 名)	26 件 (1,508 名)	23 件 (1,530 名)	3 件 (520 名)
合 計	95 件 (7,189 名)	97 件 (6,837 名)	81 件 (6,115 名)	63 件 (5,091 名)	24 件 (2,721 名)
上記のうち不当 販売ガイドライ ンの説明会	2 件 (42 名)	4 件 (124 名)	2 件 (35 名)	1 件 (15 名)	0 件 (0 名)

（注 1）括弧内は講習会等の主催者により示された参加者数

さらに、講習会等終了後、参加者に対しアンケート調査を実施しているところ、講習会等による独占禁止法や各種ガイドラインの考え方に係る理解度は表 6 のとおりである。

表6 講習会等での参加者の理解度

	評価対象期間の実績値		
	平成30年度 (注2)	令和元年度	令和2年度
とても深まった	—	38.2%	43.8%
多少深まった	—	58.3%	53.5%
あまり深まらなかった	—	3.0%	2.5%
全く深まらなかった	—	0.5%	0.2%

(注2) 令和元年度から追加された指標であるため、平成30年度以前の実績は無い。

公正取引委員会では、全国の商工会議所等のホームページ、商工会議所等が発行する会報誌等に、独占禁止法に係る記事を掲載してもらうよう働きかけるなど、ガイドラインの普及・啓発の方法の多様化を図っているところ、当該記事の掲載件数は、平成30年度は19件、令和元年度は17件、令和2年度は12件であった。

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテル等の不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。他方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応だけでなく、未然防止を図ることも重要である。

①事業者等からの相談への対応、②独占禁止法上の考え方を示した各種ガイドラインの普及・啓発は、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保し、事業者等の予見可能性をより向上させ、もって独占禁止法違反行為を未然に防止するものであり、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すために必要である。

(2) 有効性

ア 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応の有効性については、次のとおりである。

- (7) 表1のとおり、事業者等からの相談は毎年度900件程度で推移している。当該相談において、公正取引委員会は、独占禁止法上問題となるおそれがある取組についてはその旨を回答することにより、相談者に対し、当該取組を実施する前に取組の内容を見直す機会を提供している。これは、独占禁止法違反行為を未然に防止することに貢献した

と考えられる。

- (イ) a 表3のとおり、相談事例集への掲載事例件数は、毎年度10件超で推移しており、平成30年度は10件以上、令和元年度及び令和2年度は、12件以上としていた目標をいずれの年度も達成した。

令和2年6月に公表した令和元年度相談事例集に掲載した主な事例としては、①レジ袋の有料化に伴う事業者団体による単価統一等の取組、②専門工事業者の団体による会員・発注者に対する現場における作業時間の短縮の要請、③家電メーカーによる小売業者への販売価格の指示等がある。

相談事例集に掲載する事例については、独占禁止法に関する理解を深めることで事業者等の独占禁止法違反行為の未然防止につなげることを目的として、相談者以外の事業者等にとって今後の事業活動の参考となると考えられる相談を選定している。

- b また、表3のとおり、公正取引委員会ウェブサイトに掲載した相談事例集へのアクセス数は、令和2年度に関しては10,303件にとどまったものの、平成30年度（15,930件）、令和元年度（16,248件）には15,000件を超えるなど、基本的に毎年度高い水準で推移してきており、これは独占禁止法上の考え方を理解する上での有効なツールとしての相談事例集に対する事業者等の関心の高さを示すものであると推測される。

- c 前記a及びbのとおり、一定数の相談事例を掲載し、その内容を充実させることで、事業者等が、今後実施しようとする取組と同一又は類似する相談事例から、当該取組が独占禁止法上問題となるか否かをある程度判断することが可能となったものと考えられる。

- (ウ) 以上のことから、多数の事業者等が新たな取組を実施するに当たり公正取引委員会に相談し、さらに、当該相談の事例が広く多数の事業者等に認知されることによって、事業者等の独占禁止法に対する理解が向上し、独占禁止法違反行為の未然防止に有効な取組であったと評価できる。

イ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発の有効性については、次のとおりである。

- (7) 公正取引委員会では、講習会等への講師派遣の機会を増やすため、

ホームページでの案内、商工会議所等に対する文書による案内等を行ってきたものの、表5のとおり、講習会等への講師派遣の件数は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和元年度、令和2年度と2年連続で大きく減少した。もっとも、令和2年度には、講習会等の主催者側による徹底した感染対策の実施や、公正取引委員会も含めてオンラインでの講習会等の開催に係るシステム等が整備されたことなどにより、20件超となっている。令和元年度、令和2年度と2年間に於ける講師派遣の件数の減少は、当時の社会情勢に鑑みて、また、令和2年度の当該件数が20件超であることからすれば、講師派遣に対するニーズが減少したということではなく、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う講習会等の中止又は延期が主な原因であると考えられる。したがって、今後、新型コロナウイルス感染症の流行が収束に向かうことによって、当該件数は以前の水準に回復することが期待される。

- (イ) また、公正取引委員会が講師派遣を行った講習会等における講演等の質的な面についてみると、当該講習会等の結果、独占禁止法や関連するガイドラインの考え方についての理解が「とても深まった」又は「多少深まった」と回答した参加者の割合は、表6のとおり、令和元年度及び令和2年度ともに95%超と高い水準となっている。
- (ロ) 講習会等に職員を参加させる事業者等は、独占禁止法に関するコンプライアンスに今後又は継続して取り組もうとしている者であるところ、評価期間中に講習会等の件数が一定数あったこと、当該事業者等からの参加者の理解度が非常に高かったことから、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発は、独占禁止法違反行為の未然防止に有効なものであったと評価できる。

(3) 効率性

ア 事業者等からの相談への対応

事業者等からの相談への対応に係る業務については、限られた人員の中で行っているところ、公正取引委員会が評価対象期間中に受け付けた事業者等からの相談については、表2のとおり、相談を受け付けた日から回答を行った日までの日数が7日以内の比率が、いずれの年度も90%以上と高い水準である。

また、商工会議所等の経営指導員を対象とした研修会への公正取引委員会の職員の派遣や、商工会議所等のホームページ等への独占禁止法等に係るPR記事の掲載により、より多くの事業者等に対して独占禁止法上の考え方の周知が図られるとともに、経営指導員による独占禁止法違反

行為に留意した経営指導が可能となっている。

以上により、事業者等からの相談について、迅速かつ効率的な処理が維持できたものと評価できる。

イ 独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発

講習会等では、限られた開催時間の中で、開催する事業者等の事業活動に適したガイドラインを説明したり、関連する業界における過去事例の紹介を行うなど、事業者等のニーズを事前に詳細に汲み取ることで、参加者の理解度がより深まるような内容で実施することができている。また、令和2年度の講習会等については、オンラインによる講習会のほか、講義内容を録画し、その動画を用いた一定期間継続的に受講可能な形式の講習会に対応するなどした。

以上により、独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発が効率的に実施できたものと評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

(7) 各行政機関共通区分

相当程度進展あり

(1) 判断根拠

測定指標のうち、「相談事例集の掲載事例件数」については、掲載事例件数が毎年度10件を超える相談事例集を公表し、目標を達成した。

また、独占禁止法に係る事業者等からの相談を毎年度900件程度受け付け、当該相談事例集が掲載されたウェブサイトへのアクセス件数もおおむね高い水準を維持している。さらに、講師派遣を行った講習会等については、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても独占禁止法に関する遵法意識が高い事業者等による一定数の開催があり、当該事業者等における講習会等参加者の独占禁止法に係る理解度は非常に高い。

以上から、本施策は、独占禁止法違反行為を未然に防止し取引慣行の適正化を図る上で、相当程度寄与したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、独占禁止法違反行為の未然防止に必要かつ有効であったと評価でき、また、限られた人員で事業者等からの相談のほとんどを7日以内に処理していることや、講習会等の実施内容及び実施方法から、効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

今後、新型コロナウイルス感染症の流行収束に伴って、講習会等への講師派遣の件数も以前の水準への回復が期待されることから、引き続き、講習会等の開催等により独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発を図るとともに、事業者等からの相談への対応を行い、独占禁止法違反行為の未然防止を図ることとする。

(i) 測定指標

本件取組は、独占禁止法違反行為を未然に防止し取引慣行の適正化を図るために必要であり、相当程度の有効性及び効率性があつたと評価できることから、測定指標のうち、

- ① 「独占禁止法に係る事業者等からの相談への対応による独占禁止法違反行為の未然防止状況」及び
- ② 「独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発による独占禁止法違反行為の未然防止状況」

については、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする。

他方、測定指標のうち、「相談事例集の掲載事例件数」については、相談事例集の作成は事業者等からの相談への対応の一環として行うものであることを踏まえ、令和3年度以降においては、前記①の測定指標の効果を測るための指標の一つと位置付けることとし、「測定指標」からは削除することとする。この措置に伴い、当該測定指標の効果については、従来からの指標である「事業者等からの相談件数」及び「公正取引員会ウェブサイトに掲載された相談事例集のアクセス件数」に加えて、「相談事例集の掲載事例件数」の実績値を基に測定することとなる。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 実績評価書資料の5(2)の独占禁止法に係る各種ガイドラインの普及・啓発において、録画した動画等による講習会等を実施した旨の記載があるが、動画は講習会等の代わりになるものだと思うので、うまく活用してもらいたい。 (基礎的な内容等の動画で足りるようなものは動画で対応したり、各業界に特化したような内容であれば、対面での実施や特別な説明動画を作成したりするなど、	南島委員
--	------

今後、オンライン化が進むと思われるので、動画等を有効に活用していきたい旨回答した。） ○ 講習会等の参加者の理解度に関連して、徐々に目標値を引き上げて、理解度といった数値を向上させていくという方法もあるが、目標値を高めるというのにも限界があるので、目標値はある程度あればそれで十分であるという前提で、ある程度の参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことを重視するような指標としていくという考え方もあると思う。 （御指摘のとおりであり、参加者に、一定程度理解してもらえるような講習会を増やしていくことが重要であると考えている旨回答した。）	
○ オンラインと対面の場合のアンケート結果を比較するなどして、どちらにどのような利点があるかを分析し、それぞれの弱みを補完するような取組が必要と考える。 （オンラインと対面の場合のそれぞれのアンケート結果はあるので、今後、内容を分析し、取組内容を検討することとしたい旨回答した。）	小林委員
○ 相談事例集は、毎年、大学の講義でも使用させていただいており、大変重宝している。キーワード検索機能等も付いて、データベースとして非常に有効なものである。今後とも、事例の拡充をお願いしたい。	多田委員
○ 講習会等の参加者の理解度については、説明の中のどの部分を理解してもらえなかったのかを把握することも重要である。どの部分を理解できなかったのかに関するデータ・情報があれば、次の講習会等にも活かせるのではないか。 （講習会等のアンケートはマークシート方式となっており、具体的な記載はほとんど無いため、今後、検討することとしたい旨回答した。）	中村委員
○ 「講習会等の内容を録画した動画を、一定期間何度でも視聴可能となるような特定の事業者等向けの講習会等にも対応した」との記載があるが、これはこういった趣旨か。 （講習会の様子を撮影し、講習会に参加できなかった者等に対して、一定の期間、視聴できるように対応したことを記載したものである旨回答し、実績評価書資料 8	池谷委員

頁の該当部分を修正した。)	
---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	○ 平成28年度に「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」を公表しているが、ガソリン業界については、長年の商慣行が定着している中で業界秩序が形成された面があるように思われるので、当該報告書を業界全体に認知してもらうことは大事なことであると考える。(南島委員) ○ 実態調査に関して、必要性の高いテーマを選ぶことができているのかといった点も評価すべきではないか。(小林委員) (当委員会として独占禁止法上の問題がありそうな業界を調査の対象としているところ、テーマ等の選定が適切なものであったかどうかは、今後、どのように評価できるのかも含めて検討することとしたい旨回答した。) ○ ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数が客観的な指標として用いられているが、より幅広い層からアクセスしてもらうためには、報道機関での報道のされ方が大事であり、読者への能動的な働きかけが重要なのではないか。(多田委員) (報道機関の記者に対しては、会見の場で説明を行っているところ、会見の時間だけでは伝えきれない部分もあるので、会見とは別に記者向けの勉強会を開催している旨回答した。) ○ 世間の関心を広く集めないテーマであっても実態調査を行う意味がある場合に、報告書のアクセス件数では測れない、公正取引委員会の伝えたいことが伝えたい人にきちんと伝わっているかという点が重要になると思う。このため、現在の指標の数値だけでなく、講習会等の場でアンケートを実施するなどして、公正取引委員会の意図が伝わっているか確認することも重要であるとする。(中村委員) (当委員会の意図が伝えたい人に伝わっているのかを確認することは重要であると考えている。講習会等は、業界団体等に主催していただいているところ、今後、個別にアンケートの実施を相談するなどの方法を検討することとしたい旨回答した。)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	①「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成28年4月28日 ②「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成29年6月28日 ③「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成29年11月29日 ④「クレジットカードに関する取引実態調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：平成31年3月13日 ⑤「飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年3月18日 ⑥「共通ポイントサービスに関する取引実態調査について」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年6月12日 ⑦「スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(最終報告)」 作成者：公正取引委員会 作成時期：令和2年11月27日 (注2)前記資料は全て公正取引委員会事務総局官房総務課において保管している。
---------------------------	--

担当部局名	経済取引局取引部	作成責任者名 (※記入は任意)	取引調査室長 栗谷 康正	政策評価実施時期	令和3年4月～7月
-------	----------	--------------------	--------------	----------	-----------

測定指標	取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行うことにより、取引慣行の適正化状況	施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
		以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された調査報告書のアクセス件数[5,676件](注1) (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[5,676件] — — — — — —	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 同左[18,994件] (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[1,313件] (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[8,179件] (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[9,502件] — — — — —	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 同左[12,750件] (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[675件] (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[2,291件] (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[4,412件] (平成31年3月13日)クレジットカードに関する取引実態調査について[5,372件] — — —	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 同左[20,393件](注2) (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[521件] (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[1,649件] (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[4,325件] (平成31年3月13日)クレジットカードに関する取引実態調査について[2,866件] (令和2年3月18日)飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について[11,032件] — — —	以下を始め、取引実態調査結果の公表及び普及・啓発を行い、取引慣行等の適正化に努めた。 ① 同左[35,649件] (平成28年4月28日)「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」[360件] (平成29年6月28日)「液化天然ガスの取引実態に関する調査について」[1,071件] (平成29年11月29日)「公立中学校における制服の取引実態に関する調査について」[2,699件] (平成31年3月13日)クレジットカードに関する取引実態調査について[1,532件] (令和2年3月18日)飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査について[4,858件] (令和2年6月12日)共通ポイントサービスに関する取引実態調査について[4,642件] (令和2年6月30日)スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(中間報告)[8,392件] (令和2年11月27日)スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(最終報告)[12,095件]

	② 事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数[12件]	② 同左[2,491件]	② 同左[26件]	② 同左[34件]	② 同左[223件]
	③ 講習会、講師派遣等の実施回数[1件]	③ 同左[9件]	③ 同左[3件]	③ 同左[2件]	③ 同左[4件]
	④ 講習会、講師派遣等の参加者数[一件](注3)	④ 同左[一件]	④ 同左[305件]	④ 同左[22件]	④ 同左[62件]
	⑤ 実態調査報告書の日刊新聞の報道量[一件](注3)、(注4)	⑤ 同左[一行]	⑤ 同左[215行]	⑤ 同左[519行]	⑤ 同左[1,257行]
年度ごとの目標値	取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、取引慣行等の適正化を図る。				

(注1) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

(注2) 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

(注3) 平成28年度及び平成29年度においては、当該方法による集計を行っていない。

(注4) 対象となる新聞記事を1段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1行を0.54cmとして、行数を計算している。

実績評価書資料

担当課 取引調査室

1. 評価対象施策

公正な取引慣行の推進

取引慣行等の実態把握・改善のための提言

【具体的内容】

事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘するなどした調査結果を公表するとともに、当該調査結果を取りまとめた実態調査報告書（以下「報告書」という。）の普及啓発を行う。

2. 施策の目標（目標達成時期）

取引実態調査の実施・公表等を行うことにより、取引慣行等の適正化を図る。（平成30年度ないし令和2年度）

3. 評価の実施時期

令和3年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は、取引慣行等の適正化のために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は、取引慣行等の適正化を図る上で有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 取引実態調査の実施・公表等

公正取引委員会では、事業活動の実態等について競争政策の観点から調査を行い、調査対象とした業界の取引慣行の問題点等について整理した上、当該調査結果を取りまとめて公表している。

平成28年度以降の取引実態調査結果の公表状況は、表1のとおりである。

表 1 取引実態調査結果の公表状況

	年度	公表した取引実態調査
これまでの実績	平成28年度	ガソリンの取引に関するフォローアップ調査（平成28年4月28日公表。以下「ガソリンFU調査」という。）
	平成29年度	液化天然ガスの取引実態に関する調査（平成29年6月28日公表。以下「LNG調査」という。）
		公立中学校における制服の取引実態に関する調査（平成29年11月29日公表。以下「制服調査」という。）
評価対象期間の実績	平成30年度	クレジットカードに関する取引実態調査（平成31年3月13日公表。以下「クレジットカード調査」という。）
	令和元年度	飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査（令和2年3月18日公表。以下「飲食店ポータル調査」という。）
	令和2年度	共通ポイントサービスに関する取引実態調査（令和2年6月12日公表。以下「共通ポイント調査」という。）
		スタートアップの取引慣行に関する実態調査（中間報告）（令和2年6月30日公表。以下「スタートアップ調査（中間報告）」という。）
		スタートアップの取引慣行に関する実態調査（最終報告）（令和2年11月27日公表。以下「スタートアップ調査（最終報告）」という。）（スタートアップ調査（中間報告）及びスタートアップ調査（最終報告）をまとめて1件としてカウント）

平成 28 年度以降の公正取引委員会ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数¹等の推移は、表 2 のとおりである。

表 2 公正取引委員会ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数等

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
公正取引委員会ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数(注 1)	5,676 件	18,994 件	12,750 件	20,393 件	35,649 件
ガソリン FU 調査	5,676 件	1,313 件	675 件	521 件	360 件
LNG 調査	—	8,179 件	2,291 件	1,649 件	1,071 件
制服調査	—	9,502 件	4,412 件	4,325 件	2,699 件
クレジットカード調査	—	—	5,372 件	2,866 件	1,532 件
飲食店ポータル調査	—	—	—	11,032 件	4,858 件
共通ポイント調査	—	—	—	—	4,642 件
スタートアップ調査(中間報告)	—	—	—	—	8,392 件
スタートアップ調査(最終報告)	—	—	—	—	12,095 件
事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数	12 件	2,491 件	26 件	34 件	223 件
講習会、講師派遣等の実施回数	1 件	9 件	3 件	2 件	4 件
講習会、講師派遣等の参加者数(注 2)	—	—	305 名	22 名	62 名

¹ 令和 2 年 1 月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

	これまでの実績値		評価対象期間の実績値		
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
実態調査報告書の 日刊新聞の報道量 (注 2), (注 3)	—	—	215 行	519 行	1,257 行

(注 1) 関連ファイルが掲載されたトップページのアクセス件数を集計したもの。

(注 2) 平成 28 年度及び平成 29 年度においては、当該方法による集計を行っていない。

(注 3) 対象となる新聞記事を 1 段にならし、全体の横の長さを計測した上で、1 行を 0.54 cm として、行数を計算している。

6. 評価

(1) 必要性

独占禁止法は、私的独占、カルテル等の不当な取引制限及び不当廉売等の不公正な取引方法を禁止する旨を規定しているが、これらの規定に違反する行為に対する行政措置等は事後的になされるものである。他方で、取引慣行等の適正化を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、独占禁止法違反行為に対する事後的な対応だけでなく、事業者等の予見可能性をより向上させることも重要である。

取引実態調査の実施・公表等は、公正取引委員会における独占禁止法の運用の透明性を一層確保し、事業者等の予見可能性をより向上させるものであり、取引慣行等の適正化のために必要である。

(2) 有効性

ア 取引実態調査の公表及び普及・啓発を通じて独占禁止法の考え方についての理解や予見可能性を向上させることは、取引慣行等の適正化につながるため、取引実態調査結果の公表件数、公正取引委員会ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数、事業者、事業者団体等への報告書送付等の実施件数、講習会、講師派遣等の実施回数、講習会、講師派遣等の参加者数、実態調査報告書の日刊新聞の報道量を指標として設定し、効果を測定した。

イ 取引実態調査結果の公表件数は、表 1 のとおりであり、平成30年度は 1 件（目標値：1 件以上）、令和元年度は 1 件（目標値：1 件以上）、令和 2 年度は 2 件（スタートアップ調査（中間報告）及びスタートアップ調査（最終報告）をまとめて 1 件としてカウント）（目標値：1 件以上）であり、いずれも目標を達成した。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数

は、表 2 のとおり、平成30年度は12,750件、令和元年度は20,393件、令和2年度は35,649件であり、令和2年度は大きく増加した。増加の理由を特定するのは困難であるが、スタートアップ調査が一部の日刊紙で比較的大きく報道されたことが1つの要因として考えられる。

事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数²は、表 2 のとおり、平成30年度は26件、令和元年度は34件、令和2年度は223件であり、令和2年度は大きく増加した。増加したのは、実態調査の対象事業者を始めとする多数の協力者に対して報告書の概要を送付したためである。

講習会、講師派遣等の実施回数は、表 2 のとおりであり、平成30年度は3件、令和元年度は2件、令和2年度は4件であった。

講習会、講師派遣等の参加者数は、表 2 のとおりであり、平成30年度は305名、令和元年度は22名、令和2年度は62名であった。

実態調査報告書の日刊新聞の報道量は、表 2 のとおりであり、平成30年度は215行、令和元年度は519行、令和2年度は1,257行であった。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数は増加傾向で推移しており、事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数も令和2年度に増加している。さらに、講習会、講師派遣等の実施回数、講習会、講師派遣等の参加者数及び実態調査報告書の日刊新聞の報道量も一定の水準で推移している。一定数の取引実態調査結果を公表し、問題となるおそれのある取引慣行等を指摘することで、事業者等が、予見可能性をより向上させることにつながったものと考えられる。以上のことから、事業者等が、予見可能性をより向上させることにつながり、これらの取組は取引慣行等の適正化のために有効なものであったと評価できる。

(3) 効率性

取引実態調査結果の公表後は、報告書をウェブサイトに掲載したほか、複数の関係者が参加する会合を通じて、関係者に対して、効率的に調査結果の普及・啓発を図ることができた（例：消費者関連部門担当者が会員となっている消費者行政研究会での共通ポイント調査の説明、日本商工会議所・東京商工会議所合同会議でのスタートアップ調査の説明）。

さらに、関係者（例：スタートアップ調査（最終報告）の対象事業者を含む全国の多数の協力者等）に対する報告書概要の送付を通じて、全国の関係者に対して、効率的に調査結果の普及・啓発を図ることができ

² 平成29年度は2,491件であるところ、制服調査において、書面調査で回答のあった公立中学校447校に加え、全国の市区町村教育委員会（1,806機関）等に報告書概要を送付したためである。

た。

以上のことから、これらの取組は効率的に行われていると評価できる。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

- (イ) 判断根拠

実績評価書（標準様式）における測定指標のうち、「取引実態調査結果の公表件数」は目標を達成した。

公正取引委員会ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数は、増加傾向にあり、特に令和2年度は大幅に増加している。事業者、事業者団体等に対する報告書送付等の実施件数等も令和2年度に増加している。

以上から、本施策は、取引慣行等の適正化は相当程度進展したと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、事業者等による取引慣行等の自主的な改善を促すために必要かつ有効であり、講習会等を通じて取引実態調査結果を広く普及した取組は効率的であったと評価できる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

- (7) 施策

引き続き、取引実態調査の実施・公表等を行い、取引慣行等の適正化を促すこととする。

- (イ) 測定指標

各測定指標とも、現在の目標設定の考え方を維持し、引き続き本件取組を推進していくこととする³。

³ 「取引実態調査結果の公表件数」については、令和3年度から、目標値を設定せず、取引慣行の適正化の効果を測定するための指標の一つとして位置付けることとした。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 平成 28 年度に「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査について」を公表しているが、ガソリン業界については、長年の商慣行が定着している中で業界秩序が形成された面があるように思われるので、当該報告書を業界全体に認知してもらうことは大事なことであると考ええる。	南島委員
○ 実態調査に関して、必要性の高いテーマを選ぶことができるのかといった点も評価すべきではないか。 (当委員会として独占禁止法上の問題がありそうな業界を調査の対象としているところ、テーマ等の選定が適切なものであったかどうかは、今後、どのように評価できるのかも含めて検討することとしたい旨回答した。)	小林委員
○ ウェブサイトに掲載された報告書のアクセス件数が客観的な指標として用いられているが、より幅広い層からアクセスしてもらうためには、報道機関での報道のされ方が大事であり、読者への能動的な働きかけが重要なのではないか。 (報道機関の記者に対しては、会見の場で説明を行っているところ、会見の時間だけでは伝えきれない部分もあるので、会見とは別に記者向けの勉強会を開催している旨回答した。)	多田委員
○ 世間の関心を広く集めないテーマであっても実態調査を行う意味がある場合に、報告書のアクセス件数では測れない、公正取引委員会の伝えたいことが伝えたい人にきちんと伝わっているかという点が重要になると思う。このため、現在の指標の数値だけでなく、講習会等の場でアンケートを実施するなどして、公正取引委員会の意図が伝わっているか確認することも重要であると考ええる。 (当委員会の意図が伝えたい人に伝わっているのかを確認することは重要であると考えている。講習会等は、業界団体等に主催していただいているところ、今後、個別にアンケートの実施を相談するなどの方法を検討することとしたい旨回答した。)	中村委員

令和3年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

別添3-1

(公正取引委員会3-③)

施策名	競争政策の普及啓発等 海外の競争当局等との連携の推進				
施策の概要	開発途上国等に対する技術研修, 英文プレスリリースの掲載, 海外の競争当局との定期協議等の開催・海外ワークショップ等への講師派遣等を行う。				
達成すべき目標	開発途上国等に対する技術研修を通じて, これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化し, これらの国の競争当局との連携を推進するとともに, 海外の競争当局との定期協議等の開催等を通じて, 我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め, 公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により, 海外の競争当局等との緊密な連携を推進し, 国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげる。				
施策の予算額・執行額等	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求額
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	76,460	70,446	73,217
		補正予算(b)	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	
		合計(a+b+c)	76,460	70,446	
	執行額(千円)		71,777	13,002	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	令和2年7月17日「成長戦略フォローアップ」(閣議決定)				

測定指標	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合(注1)	実績値					評価対象年度	達成
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	目標達成
		99%	100%	99%	100%	93%		
		年度ごとの目標値	80%以上				90%以上	
	途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修において、研修効果を高めるため、相手国のニーズに合わせた特別な取組を行ったときには、その部分についての評価を独立して求める問いをアンケートに追加し、そうした取組が有効であったと回答した研修生の割合(注2)	実績値					評価対象年度	達成
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	目標達成
		—			97%	95%		
		年度ごとの目標値				50%以上	75%以上	
	公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数	実績値					評価対象年度	達成
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	相当程度進展あり
		41件	35件	32件	35件	29件		
		年度ごとの目標値	33件以上	34件以上	35件以上	35件以上	36件以上	
	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の実施状況及び我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	30年度～令和2年度	相当程度進展あり
		別紙のとおり。						
		年度ごとの目標値						

(注1) 「研修プログラムの適切性について」, 「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価又は講義の質について」, 「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」又は「研修の案件目標について自身の達成状況をどう評価するか」の項目において, 5段階評価中「5」又は「4」と, 4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

(注2) 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の事例検討等の講義の有効性を問う各項目において, 5段階評価中「5」又は「4」と, 4段階評価中「4」又は「3」と回答した研修参加者の割合。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、「開発途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「相手国のニーズに合わせた特別な取組が有効であったと回答した研修生の割合」について、いずれの研修においても、技術研修が有効であったと回答した研修生の割合が80%を超え、また、相手国のニーズに合わせた特別な取組が有効であったと回答した研修生の割合が75%を超えており、それぞれ目標を達成している。 英文プレスリリース掲載件数については、令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定の種類の日本語のプレスリリースが減少したことから、結果として目標を達成できなかったが、目標値に近い件数を掲載している。 「二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の実施状況及び我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」について、開発途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の実施回数は、令和2年度において17回となっており、従前に比べて大きく増加した。加えて、英文トップページ及び英文プレスリリースページのアクセス数や海外の競争当局との二国間協議の回数も例年と同程度となっている。一方、海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数、ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへのスピーカー等としての参加人数については、数値の減少が見られる。しかし、これは主に新型コロナウイルス感染症の拡大により会合やセミナー等が中止された影響が大きく、今後新型コロナウイルス感染症の状況が改善することに伴い、海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数等は、再び増加するものと考えられる。 以上を踏まえると、開発途上国等に対する技術研修は相当程度有効に機能し、これらの国の競争当局の体制強化に貢献したものと考えられる。また、海外に対する我が国の競争政策の周知、海外の競争当局との定期協議、多国間における検討への参加等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心は高まり、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上が一定程度実現したものと考えられる。さらに、これらの取組は、海外の競争当局等との緊密な連携にも寄与したものと考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、開発途上国等に対する技術研修、海外に対する我が国の競争政策の周知、海外の競争当局との定期協議及び多国間における検討への参加の各施策について、概ね有効に機能するとともに、効率的な実施がなされていると評価できる。他方で、令和2年度においては、一部の施策(ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへのスピーカー等としての参加人数並びに海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数)について、これまでと同様の規模・形式により施策を実施することができなかったが、これは主に新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると考えられる。 また、施策ごとに更に詳しく見ると、開発途上国等に対する技術研修については、ウェブ方式の拡大により、研修回数の増加が図られている一方で、海外に対する我が国の競争政策の周知及び多国間における検討への参加については、新型コロナウイルス感染症の影響によるセミナー等の機会の減少といった外的環境の変化に必ずしも適切に対応できていないと考えられる。 今後、新型コロナウイルス感染症の流行が収束に向かうにつれて、出張を伴うセミナー等が増加すると考えられるが、各施策が最大限の効果を発揮できるよう、ウィズコロナの時代を念頭に置きつつ、ウェブセミナーの効果的な利用方法等を検討することが必要であると考えられる。そして、このような取組を通じて、各施策が、どのような状況下においても、十分な効果を発揮し、海外競争当局間の連携の強化に貢献するものになると考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 引き続き、開発途上国等に対する技術研修を通じて、これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化するとともに、海外の競争当局との定期協議等の開催等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により、海外の競争当局等との緊密な連携の推進に努め、国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげることとする。 【測定指標】 各指標とも、原則として、現在の目標設定の考え方を維持する。ただし、英文プレスリリースの掲載件数については、そもそも英訳の対象となる日本語のプレスリリースの件数が年度によって増減し、その結果、英文プレスリリースの掲載件数が減少することも考えられることから、件数ではなく、海外に発信すべき日本語のプレスリリースのうち英訳して公表した割合を目標とすることにより、改善を図ることとする。

学識経験を有する者の知見の活用	○ 実績評価書の中で、オンラインで研修等を実施した際のメリットやデメリットをまとめて記載するとよいと思う。（池谷委員） （内部で整理しているところではあるが、オンラインの場合は短時間の研修を多く実施することができるといったメリットがあるが、参加者の反応や理解度を把握しづらいなどのデメリットが存在すると考えており、オンラインと対面を組み合わせることが重要であると考えている旨回答し、実績評価書資料15頁に加筆を行った。） ○ 実績評価書（標準様式）において、実績評価書資料に記載してあったり、口頭で説明があった事項が十分に表現できていないように思う。（南島委員） （意見を踏まえ、実績評価書（標準様式）の記載に加筆を行った。） ○ オンラインと対面の場合の研修等における成果の違いを把握することで、オンラインと対面の適切な組合せを効果的に検討できるのではないか。（小林委員） （研修等においては、毎回、アンケートを実施しているの、引き続きアンケートを実施し、その結果を踏まえ、適切な実施方法を検討することとしたい旨回答した。） ○ オンラインの研修について、対面の場合と比較して、できなくなってしまったことがあるのであれば、その内容や今後の対応を伺いたい。（中村委員） （オンライン方式の場合は画面を見続けることとなるため、参加者の集中力を維持することが困難であり、また、ディスカッション形式の講義を行うことが難しいといった面があり、引き続き効果的な実施方法を検討することとしたい旨回答し、実績評価書資料15頁に加筆を行った。）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	技術支援として実施した研修参加者に対するアンケートにおいて「当該研修が有効であった」「相手国のニーズに合わせた取組が有効であった」との回答に係るアンケート ①JICAベトナム競争法・政策研修終了時に実施したアンケート 令和元年度JICAベトナム競争法・政策研修（令和2年2月3日～10日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者14名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：令和2年2月10日 有効回答数：14 ②JICAインドネシア競争法・政策研修終了時に実施したアンケート （1）平成30年度JICAインドネシア競争法・政策研修（平成30年10月16日～19日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者7名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：平成30年10月19日 有効回答数：7 （2）令和元年度JICAインドネシア競争法・政策研修（令和元年7月22日～26日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者12名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：令和元年7月26日 有効回答数：12 ③JICAモンゴル競争法・政策研修終了時に実施したアンケート （1）平成30年度JICAモンゴル競争法・政策研修（平成30年5月24日～30日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者15名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：平成30年5月30日 有効回答数：15 （2）令和2年度JICAモンゴル競争法・政策オンライン研修（令和2年8月21日、25日及び28日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者14名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：令和2年8月28日 有効回答数：12 （3）令和2年度JICAモンゴル競争法・政策オンライン研修（令和2年9月18日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者13名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：令和2年9月18日 有効回答数：10 ④JICAケニア競争法・政策研修終了時に実施したアンケート （1）平成30年度JICAケニア競争法・政策研修（平成30年9月10日～14日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者13名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：平成30年9月14日 有効回答数：13 （2）令和元年度JICAケニア競争法・政策研修（平成31年4月10日～19日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者13名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：平成30年4月19日 有効回答数：13 ⑤JICAミャンマー競争法・政策オンライン研修終了時に実施したアンケート 令和2年度JICAミャンマー競争法・政策オンライン研修（令和2年9月29日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者22名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：令和2年9月29日 有効回答数：7 ⑥JICAタイ競争法・政策オンライン研修終了時に実施したアンケート （1）令和2年度JICAタイ競争法・政策オンライン研修（令和2年10月1日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者16名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：令和2年10月1日 有効回答数：5 （2）令和2年度JICAタイ競争法・政策オンライン研修（令和3年3月12日）終了時に実施したアンケート 調査対象者数・人数：本研修参加者 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：令和3年3月12日 有効回答数：6 ⑦JICA途上国競争法・政策研修終了時に実施したアンケート （1）第24回JICA途上国競争法・政策研修（平成30年7月23日～8月3日） 調査対象者数・人数：本研修参加者8名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：平成30年8月3日 有効回答数：8 （2）第25回JICA途上国競争法・政策研修（令和元年7月22日～8月9日） 調査対象者数・人数：本研修参加者8名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：令和元年8月9日 有効回答数：7 （3）第26回JICA途上国競争法・政策研修（令和3年2月15日～19日及び3月1日～5日） 調査対象者数・人数：本研修参加者19名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：JICA 調査日：令和3年3月5日 有効回答数：19 ⑧JAIF競争法・政策研修終了時に実施したアンケート 平成30年度JAIF競争法・政策研修（平成31年3月4日～7日） 調査対象者数・人数：本研修参加者27名 調査方法：研修実施後、参加者にアンケートを実施。 作成者：インドネシア事業競争監視委員会（KPPU） 調査日：平成31年3月7日 有効回答数：23 （注3）前記資料は全て公正取引委員会事務局官房総務課において保管している。
---------------------------	---

担当部局名	官房	作成責任者名 （※記入は任意）	国際課長 稲熊 克紀	政策評価実施時期	令和3年4月～7月
-------	----	--------------------	------------	----------	-----------

		施策の進捗状況(実績)				
		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
測定指標	二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加, 開発途上国の競争当局等への技術支援の実施状況及び我が国の競争政策の状況の海外への周知状況	以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。	以下を始め, 二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援の積極的な実施に努め, 我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することに努めた。
		① 海外の競争当局との二国間協議の開催回数[3回]	① 同左[3回]	① 同左[2回]	① 同左[3回]	① 同左[2回]
		② ICN(国際競争ネットワーク)(注1)年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数[5回]	② 同左[5回]	② 同左[5回]	② 同左[4回]	② 同左[2回]
		③ ICN(国際競争ネットワーク)年次総会及び各作業部会ワークショップでのスピーカー等(注2)としての参加人数[15名]	③ 同左[19名]	③ 同左[15名]	③ 同左[18名]	③ 同左[1名]
		④ 途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修(注3)の実施回数[6回]	④ 同左[5回]	④ 同左[5回]	④ 同左[4回]	④ 同左[17回]
		⑤ 海外の法曹協会が主催するセミナー等への講師派遣回数[27回]	⑤ 同左[18回]	⑤ 同左[20回]	⑤ 同左[20回]	⑤ 同左[6回]
		⑥ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数のうち, 独占禁止法に基づく法的措置案件及び企業結合案件に係るプレスリリースの掲載件数[24回]	⑥ 同左[23回]	⑥ 同左[21回]	⑥ 同左[25回]	⑥ 同左[24回]
		⑦ 公正取引委員会ウェブサイトの英文トップページへのアクセス数[184,144件]	⑦ 同左[135,424件]	⑦ 同左[87,121件]	⑦ 同左[78,482件]	⑦ 同左[123,992件]
		⑧ 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリースページへのアクセス数[134,779件]	⑧ 同左[111,137件]	⑧ 同左[7,033件]	⑧ 同左[8,836件]	⑧ 同左[16,600件]
	年度ごとの目標値	二国間独占禁止協力協定に基づく競争当局間協議等の開催, 多国間における検討への積極的な参加及び開発途上国の競争当局等への技術支援を積極的に実施し, 並びに公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させて我が国の競争政策の状況を広く海外に周知する。				

(注1) ICNとは, 競争法執行における手続面及び実体面の取れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり, 令和3年3月現在, 130か国・地域から141の競争当局が参加している。

(注2) スピーカー等とは, 年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおいて, 公正取引委員会職員が務めたスピーカーやモデレーターをいう。

(注3) 公正取引委員会は, JICA(独立行政法人国際協力機構)等の協力の下, 我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し, 途上国等における競争法の導入または強化に資することを目的として, 途上国等の競争当局等の職員に対する技術研修を開催している。また, 平成28年度より日・ASEAN統合基金(JAIF)を活用して, ASEAN加盟国の競争当局に対する競争法の執行力強化のための技術研修を開催している。

実績評価書資料

担当課 官房国際課

1. 評価対象施策

競争政策の普及啓発等

海外の競争当局等との連携の推進

【具体的内容】

開発途上国等に対する技術研修、英文プレスリリースの掲載、海外の競争当局との定期協議等の開催・海外ワークショップ等への講師派遣等を行う。

2. 施策の目標（目標達成時期）

開発途上国等に対する技術研修を通じて、これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化し、これらの国の競争当局との連携を推進するとともに、海外の競争当局との定期協議等の開催等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により、海外の競争当局等との緊密な連携を推進し、国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげる。（平成30年度ないし令和2年度）

3. 評価の実施時期

令和3年4月～7月

4. 評価の観点

- (1) 本件取組は海外の競争当局等との連携を推進するために必要か（必要性）。
- (2) 本件取組は海外の競争当局等との連携を推進するために有効か（有効性）。
- (3) 本件取組は効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

- (1) 開発途上国等に対する技術研修の実施

公正取引委員会は、東アジア地域における経済関係の深化に伴う競争環境の重要性に鑑みて、また、アフリカ諸国に対する積極的支援を行うという政府の方針に鑑みて、東アジア、アフリカ地域各国等に対し、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）のスキーム及び日・ASEAN統合基金（以下「JAIF」という。）を活用し、各

国の競争当局の職員を我が国に招いたり、公正取引委員会の職員等を専門家として派遣したりするなどして、競争法の整備・執行に関する技術支援を積極的に行っている。

各国の競争当局の職員を我が国に招いて実施した研修又はウェブ方式で実施した研修は、表１のとおりである。

表１ 各競争法・政策研修の実施状況

		JICAベトナム向け研修	JICAインドネシア向け研修	JICAモンゴル向け研修	JICAケニア向け研修	JICAマレーシア向け研修	JICAミャンマー向け研修	JICAタイ向け研修	JICA開発途上国向け研修	JAIF研修	世界銀行主催セミナー
これまでの実績値	平成28年度	—	(4/18-21) (20名) (2/7-10) (10名)	(5/24-27) (17名) (3/14-17) (15名)	—	—	—	—	第22回 (8/1-19) (15名)	(1/11-13) (23名)	—
	平成29年度	(1/30-2/2) (12名)	(3/26-30) (10名)	(2/26-3/1) (15名)	第23回JICA開発途上国向け研修に合同参加 (5名)	—	—	—	第23回 (7/24-8/10) (21名)	(12/6-8) (24名)	—
評価対象期間の実績値	平成30年度	—	(10/16-19) (7名)	(5/24-30) (15名)	(9/10-14) (13名)	—	—	—	第24回 (7/23-8/3) (8名)	(3/4-7) (27名)	—
	令和元年度	(2/3-10) (14名)	(7/22-26) (7名)	—	(4/10-19) (13名)	—	—	—	第25回 (7/22-8/9) (8名)	—	—
	令和2年度(注3)	(10/27-28) (11/5) (12/17)	—	(8/21, 25, 28) (9/18) (3/25-26)	—	(9/30) (10/26) (11/24)	(9/29) (2/5)	(10/1) (11/13) (3/12)	第26回 (2/15-19, 3/1-5) (19名)	—	(4/20, 21, 28) (2/19)

(注1) 各研修について、括弧内に研修期間及び研修参加人数を記載した。

(注2) 「―」は、研修を実施していないことを示す。

(注3) 令和2年度に実施した研修は全てウェブ方式で実施した。

表1に記載した研修のうち、平成30年度ないし令和2年度に実施した各研修の内容は、下記アないしケのとおりである。また、当該研修の参加者へのアンケート結果は、下記クのとおりである。

研修を実施するに当たっては、各当局等からのニーズを踏まえつつ、既に競争法の執行経験を一定程度有する当局向けの研修（例えば下記イ）においては、市場調査手法といった、より専門的・実践的な内容の講義を重点的に行い、競争法が施行されてから年月が比較的浅い当局向けの研修（例えば下記ク）においては、独占禁止法の規制概要や執行例の紹介等の基礎的な内容の講義を中心に行った。

ア ベトナム競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（ベトナム競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、ベトナムの競争当局である競争・消費者庁の職員等を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ベトナムにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、ベトナム競争法・政策研修を平成21年3月から実施するとともに、平成20年9月から公正取引委員会職員延べ4名を長期専門家として競争・消費者庁に派遣している（評価対象期間中においては、令和元年11月から長期専門家1名を派遣している。）。

イ インドネシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（インドネシア競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、インドネシアの競争当局である事業競争監視委員会の職員等を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、インドネシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、インドネシア競争法・政策研修を平成16年1月から令和元年7月まで実施するとともに、平成16年7月から令和元年9月まで公正取引委員会職員延べ4名を長期専門家として事業競争監視委員会に派遣した（評価対象期間中においては、平成28年7月から令和元年9月まで長期専門家1名を派遣した。）。

ウ モンゴル競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術

研修（モンゴル競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、モンゴルの競争当局である公正競争・消費者保護庁の職員等を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、モンゴルにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、モンゴル競争法・政策研修を平成28年1月から実施している。

エ ケニア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（ケニア競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、ケニアの競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ケニアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、ケニア競争法・政策研修を平成29年7月から平成31年4月まで実施した。

オ マレーシア競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（マレーシア競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、マレーシアの競争当局である競争委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、マレーシアにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、マレーシア競争法・政策研修を令和2年9月から実施するとともに、令和3年1月から公正取引委員会職員1名を長期専門家として競争委員会に派遣している。

カ ミャンマー競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（ミャンマー競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、ミャンマーの競争当局である競争委員会の職員等を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、ミャンマーにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、ミャンマー競争法・政策研修を令和2年9月及び令和3年2月に実施した。

キ タイ競争当局に対する独占禁止法と競争政策に関する技術研修（タイ競争法・政策研修）

公正取引委員会は、JICAの協力の下、タイの競争当局である取引競争委員会の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に

関する知識習得の機会を提供し、タイにおける競争法制の充実と法執行の強化に資することを目的として、タイ競争法・政策研修を令和2年10月、同年11月及び令和3年3月に実施した。

ク 開発途上国に対する競争法・政策に関する技術研修（JICA開発途上国競争法・政策研修）

開発途上国では、近年、競争法を導入又は強化しようとする動きが活発化している。これを受けて、公正取引委員会は、JICAの協力の下、開発途上国の競争当局等の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、開発途上国における競争法の導入又は強化に資することを目的として、開発途上国競争政策研修を平成6年度から実施している。令和2年度には、インドネシア、ウクライナ、北マケドニア、ケニア、セルビア、タイ、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア及びモンゴルの競争当局等の職員が参加した。

ケ J A I F を活用した技術研修（J A I F 競争法・政策研修）

公正取引委員会は、A S E A N（東南アジア諸国連合）競争当局者フォーラム及びインドネシアの競争当局である事業競争監視委員会の協力の下、J A I F を活用し、A S E A N 加盟国の競争当局の執行力強化を図るため、A S E A N 加盟国の競争当局の職員等を対象に、J A I F 競争法・政策研修を平成29年1月から実施している。

コ 研修参加者へのアンケート

前記アないしケの技術研修終了時に、JICA等が研修参加者に対してアンケートを実施している。当該アンケートにおいて、技術研修が有効であったと回答した研修生の割合¹は、表2のとおりである。

¹ 「技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」とは、当該アンケートの「研修プログラムの適切性について」、「講師の講義のプレゼンテーションに対する評価について」、「研修で得た知識・経験が役立つか否かについて」、「研修の案件目標について自身の達成状況をどう評価するか」及び「研修の有用性をどう評価するか」の項目について、最高評価を5とした5段階評価であれば「5」又は「4」、最高評価を4とした4段階評価であれば「4」又は「3」と評価した回答数の割合である。ただし、アンケートにおいて複数の項目について回答を求めている場合にはそれらの平均である。また、令和2年度に実施したモンゴル競争法・政策研修については、「研修が今後の自身の業務において参考になったか」の項目に対し「参考になった」旨の評価をした回答数の割合である。

表2 各研修終了時のアンケートにおいて「技術研修が有効であった」と回答した研修生の割合

		JICAベトナム向け研修	JICAインドネシア向け研修	JICAモンゴル向け研修	JICAケニア向け研修	JICAマレーシア向け研修	JICAミャンマー向け研修	JICAタイ向け研修	JICA開発途上国向け研修	JAIF研修	平均
これまでの実績値	平成28年度	—	100%	100%	—	—	—	—	96%	100%	99%
	平成29年度	—	100%	100%	—	—	—	—	100%	100%	100%
評価対象期間の実績値	平成30年度	—	100%	100%	100%	—	—	—	100%	96%	99%
	令和元年度	100%	100%	—	100%	—	—	—	100%	—	100%
	令和2年度	—	—	100%	—	—	86%	100%	84%	—	93%

(注4)「—」は、アンケート又は研修を実施していないことを示す。

また、相手国のニーズに合わせてプログラムの調整を実施した研修に関して、前記アンケートにおいて、相手国のニーズに合わせた特別な取組が有効であったと回答した研修生の割合²⁾は、表3のとおりである。

²⁾ 「相手国のニーズに合わせた特別な取組が有効であったと回答した研修生の割合」とは、当該アンケートの「単元目標について自身の達成状況をどう評価するか。」及び「研修の有用性をどう評価するか」の項目について、最高評価を5とした5段階評価であれば「5」又は「4」、最高評価を4とした4段階評価であれば「4」又は「3」と評価した回答数の割合である。ただし、アンケートにおいて複数の単元について回答を求めている場合にはそれらの平均である。また、令和2年度に実施したモンゴル競争法・政策研修については、「研修が今後の自身の業務において参考になったか」の項目に対し「参考になった」旨の評価をした回答数の割合である。

表3 相手国のニーズに合わせてプログラムの調整を実施した研修終了時のアンケートにおいて、「相手国のニーズに合わせた特別な取組が有効であったと回答した研修生の割合」

		JICAベトナム向け研修	JICAインドネシア向け研修	JICAモンゴル向け研修	JICAケニア向け研修	JICAマレーシア向け研修	JICAミャンマー向け研修	JICAタイ向け研修	JICA開発途上国向け研修	JAIF研修	平均
評価対象期間の実績値	令和元年度	100%	90%	—	100%	—	—	—	—	—	97%
	令和2年度	—	—	100%	—	—	86%	100%	—	—	95%

(注5)「—」は、アンケート又は研修を実施していないことを示す。

前記アンケートにおいては、研修参加者から「自国と日本の競争法及び競争政策における包括的な分析をすることができる素晴らしい機会であり、全ての講義が必要であった。」といった講義構成に関する評価(第24回JICA開発途上国競争法・政策研修)や「立入検査の講義は非常に実務的で役立つものであり、自国でも実践したい。」といった個別の講義内容に関する評価(第24回JICA開発途上国競争法・政策研修)、「現在取り組んでいる業務に必要な内容だった。」や「現在直面している課題に関するテーマを選んだことが効果的だった。」といった、相手国のニーズに合わせた取組を評価する意見(令和2年度モンゴル競争法・政策研修)が寄せられた。一方で、「より具体的なテーマについて研修を受けたい。」(平成30年度JAIF競争法・政策研修)、「事例について検討したり、模擬的な事例を使った講義が更にあるとよい。」(令和元年度インドネシア競争法・政策研修)といった要望も寄せられている。

(2) 海外に対する我が国の競争政策の周知状況

海外の競争当局等との連携を推進する際には、その前提としてお互いの法制度や法執行の状況等について理解を深めることが重要であり、海外の競争当局等に公正取引委員会の活動等を十分に認知してもらう必要がある。このため、公正取引委員会は、英文ウェブサイトを充実させるとともに、海外の競争当局が主催するセミナーのみならず、海外の法曹協会が主催し法曹資格者や企業の法務担当者等が多数出席するセミナー等へ職員を講師として派遣することによって、海外におけ

る多様な層に対して広く我が国の競争政策を周知している。

- ア 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載
公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数は、
表 4 のとおりである。

表 4 公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数

	年度	独占禁止法関係	企業結合関係	その他	合計
これまでの実績値	平成 28 年度	17 件	7 件	17 件	41 件
	平成 29 年度	20 件	3 件	12 件	35 件
評価対象期間の実績値	平成 30 年度	16 件	5 件	11 件	32 件
	令和元年度	20 件	5 件	10 件	35 件
	令和 2 年度	19 件	5 件	5 件	29 件

(注 6) 用語の定義は以下のとおり。

①「独占禁止法関係」：公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」³中「独占禁止法（排除措置命令・警告等）」⁴及び「独占禁止法（その他）」⁵に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものをいう。

②「企業結合関係」：公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」中「企業結合関係」⁶に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものをいう。

③「その他」：公正取引委員会ウェブサイトの「報道発表資料」に掲載されているプレスリリースのうち、翻訳の上、同ウェブサイトの英文ページに掲載しているものであって、「独占禁止法関係」及び「企業結合関係」以外のものをいう。

(注 7) 平成30年度の「その他」のうち 1 件は、令和元年度に英文プレスリリースを公表した。

イ 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス

公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの中でもトップページ⁷（以下「英文トップページ」という。）及びプレスリリースページ⁸（以下「英文プレスリリースページ」という。）は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知するための主要なページである。

英文トップページ及び英文プレスリリースページへのアクセス

³ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/index.html>

⁴ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksochi/index.html>

⁵ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/dksonota/index.html>

⁶ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/ma/index.html>

⁷ <https://www.jftc.go.jp/en/index.html>

⁸ <https://www.jftc.go.jp/en/pressreleases/index.html>

数⁹は、表5のとおりである。

表5 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページへのアクセス数

	年度	英文トップページ		英文プレスリリースページ	
		件数	対前年度比	件数	対前年度比
これまでの実績値	平成28年度	184,144件	209%	134,779件	576%
	平成29年度	135,424件	74%	111,137件	82%
評価対象期間の実績値	平成30年度	87,121件	64%	7,033件	6%
	令和元年度	78,482件	90%	8,836件	126%
	令和2年度	123,992件	158%	16,600件	188%

(注8) 公正取引委員会において、英文トップページ及び英文プレスリリースページについてアクセスログの解析を実施。

ウ 海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣
公正取引委員会は、当委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、我が国の競争政策の進展状況や公正取引委員会の活動状況等を広く諸外国に発信するため、海外の競争当局が主催するセミナーのほか、I B A（国際法曹協会）等の海外の法曹協会等が主催するセミナー等に対しても積極的に職員を講師として派遣している。

海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数は、表6のとおりである（派遣先は別紙のとおり）。

表6 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数

	年度	回数
これまでの実績値	平成28年度	27回
	平成29年度	18回
評価対象期間の実績値	平成30年度	20回
	令和元年度	20回
	令和2年度	6回

(3) 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催及び
多国間における検討への参加状況

ア 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催

⁹ 令和2年1月以降、情報システムの仕様変更に伴い、それ以前にカウントされていた数値の一部がカウントされないなど数値が低くなる傾向がある形で、アクセス数の集計方法が変化している。

公正取引委員会は、海外の競争当局との協力体制を強化するため、平成11年10月に米国と、平成15年7月にEUと、平成17年9月にカナダと、それぞれ二国間の独占禁止協力協定を締結している。

また、公正取引委員会は、これらの協定に基づくなどして、各国の競争当局との間で定期的に協議を行うとともに、必要に応じて情報交換・意見交換を行うことにより、二国間の連携・協力関係の強化に努めている。

二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催回数は、表7のとおりである。

表7 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催回数

	年度	競争当局間協議の開催回数					
		対米国	対EU	対カナダ	対韓国	その他	計
これまでの実績値	平成28年度	1回	0回	0回	1回	1回	3回
	平成29年度	0回	0回	0回	0回	3回	3回
評価対象期間の実績値	平成30年度	0回	1回	0回	1回	0回	2回
	令和元年度	1回	0回	0回	0回	2回	3回
	令和2年度	0回	1回	0回	0回	1回	2回

イ 多国間における検討への参加

公正取引委員会は、多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組に対して積極的に参加・貢献している。多国間の枠組みにおける国際協力促進のための取組としては、ICN、OECD（経済協力開発機構）、東アジア競争政策トップ会合などが挙げられる。その中でも、ICNは、競争法の国際的収れん及び各国・地域競争当局間の協力関係の強化を目的として平成13年10月に発足した各国・地域の競争当局から成るネットワークであり、令和3年3月現在、130か国・地域から141当局が参加している競争法の分野における最大の国際組織である。

ICNは、主要な21の競争当局の代表者で構成される運営委員会により、その全体活動が管理されており、公正取引委員会は、ICNの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

ICNは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②単独行為作業部会、③企業結合作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の5つの作業部会並びにICNの組織及び運営に関する作業部会を設置しており、公正取引委

員会は、平成23年5月から平成26年4月までカルテル作業部会の共同議長を、平成26年4月から平成29年5月まで同作業部会第1サブグループ（SG1）の共同議長を、平成29年5月から令和2年5月まで企業結合作業部会の共同議長をそれぞれ務め、令和2年5月からは単独行為作業部会の共同議長を務めている。これらの作業部会においては、ウェブ会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。また、ICNは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、公正取引委員会は、年次総会、ワークショップ等に職員をスピーカー等として参加させるなど、ICNの活動に積極的に関与している。

ICN年次総会及び各作業部会ワークショップの開催回数・出席回数は、表8のとおりである。

なお、年次総会及び各作業部会ワークショップの合計開催件数は、平成30年度においては5回、令和元年度においては4回、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により2回であったところ、公正取引委員会は、その全ての会合に出席している。

表8 ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへの開催回数・出席回数

	年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加人数	スピーカー等としての参加状況
これまでの実績値	平成28年度	5回	5回	15名	第15回年次総会 チーフエコノミスト向けワークショップ カルテルワークショップ アドボカシーワークショップ 企業結合ワークショップ
	平成29年度	5回	5回	19名	第16回年次総会 カルテルワークショップ 単独行為ワークショップ 企業結合ワークショップ 第17回年次総会
評価対象	平成30年度	5回	5回	15名	チーフ／シニアエコノミスト向けワークショップ カルテルワークショップ 単独行為ワークショップ

	年度	開催回数	出席回数	スピーカー等としての参加人数	スピーカー等としての参加状況
期間の実績値					企業結合ワークショップ アドボカシーワークショップ
	令和元年度	4回	4回	18名	第18回年次総会 カルテルワークショップ 単独行為ワークショップ 企業結合ワークショップ
	令和2年度	2回	2回	1名	第19回年次総会

(注9)「スピーカー等」とは、ICN年次総会及び各作業部会ワークショップでの各セッションにおいて、公正取引委員会職員が務めたスピーカーやモデレーターをいう。

6. 評価

(1) 必要性

ア 開発途上国等に対する技術研修の実施

東アジア諸国の競争法制定状況は表9のとおりであるところ、近年、これらの国の競争当局等から、我が国の競争法制やその運用について学びたいとする強い要望が寄せられている。開発途上国の競争当局においては、競争法の制定から日が浅く、必ずしも十分な執行経験等を有していないため、公正取引委員会は、そのような要望に応え、開発途上国の競争当局等の知見等を強化し、それらの競争当局等との間の連携の推進を図るために、開発途上国等に対して技術支援を実施する必要がある。

表9 東アジア諸国の競争法制定状況（令和3年4月時点）

国・地域	競争法の制定状況
日本	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（1947年制定，同年施行）
韓国	独占規制及び公正取引に関する法律（1980年制定，1981年施行）
台湾	公平交易法（1991年制定，1992年施行）
タイ	取引競争法（1999年制定，同年施行）
インドネシア	独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関するインド

国・地域	競争法の制定状況
	ネシア共和国法（1999 年制定，2000 年施行）
ベトナム	競争法（2004 年制定，2005 年施行）
シンガポール	2004 年競争法（2004 年制定，2005 年，2006 年及び 2007 年に段階的に施行）
中国	中華人民共和国独占禁止法（2007 年制定，2008 年施行）
モンゴル	モンゴル競争法（2010 年制定，同年施行）
マレーシア	2010 年競争法（2010 年制定，2012 年施行）
香港	競争法（2012 年制定，2015 年施行）
フィリピン	フィリピン競争法（2015 年制定，同年施行）
ラオス	競争法（2015 年制定，2016 年施行）
ミャンマー	競争法（2015 年制定，2017 年施行）
ブルネイ	2015 年競争令（2015 年制定，2017 年及び 2020 年に一部施行）
カンボジア	法案検討中

イ 海外に対する我が国の競争政策の周知

我が国は、古くから競争法を導入し、これまで積極的な法執行・競争政策の展開の歴史を有している一方で、日本語による情報発信だけでは海外の競争当局や法曹関係者等に対する我が国の競争政策の周知方法としては十分ではないと考えられる。

そのため、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページを充実させるとともに、海外の競争当局、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣を積極的に行い、我が国の競争法・競争政策への認知を高めることによって、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させ、海外の競争当局等との緊密な連携を推進することが必要である。

ウ 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催

近年、経済がグローバル化し、企業活動が国境を超えて行われている中で、国際的なカルテルや企業結合事案など、法執行面での海外競争当局との連携・協力の必要性が増大している。また、複数国の競争法に抵触する事案、一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得る事案等に適切に対応するに当たっては、その前段階として、競争当局間の相互理解の促進のための取組が一層重要になっている。そのため、二国間の競争当局が直接交流を持ち、競争政策の進展の状況を共有する機会として、定期的な協議等を開催することが必要である。

エ 多国間における検討への参加

多国間の協力枠組みの1つである I C N は、競争法の国際的な収れん及び各国・地域競争当局間の協力関係の強化を目的として設立された競争法の分野における最大の国際組織であり、I C N においては、競争当局間の協力の強化のために、様々な検討が行われている。このため、I C N における年次総会及び各作業部会ワークショップ等に参加し、そのような検討に加わることは、海外競争当局等との連携を推進するために必要である。

(2) 有効性

ア 開発途上国等に対する技術研修の実施

開発途上国等の競争当局が競争法・競争政策の理解を深め、その執行力を向上させるためには、適切な量と質による技術研修を実施することが重要である。そのため、当該研修の実施回数及び当該研修受講者に対するアンケートで研修が有効であったと回答した割合を指標として設定し、効果を測定した。また、政策評価委員会における指摘を踏まえて、令和元年度から新たに、当該研修受講者に対するアンケートで、研修効果を高めるため、相手国のニーズに合わせた特別な取組を行ったときに、そうした取組が有効であったと回答した研修生の割合を指標として設定し、効果を測定した。

開発途上国等に対する我が国における技術研修については、平成30年度に5回、令和元年度に4回実施したほか、令和2年度にはウェブ方式で17回実施した。

また、参加者に対して実施したアンケートの結果、いずれの研修においても、技術研修が有効であったと回答した研修生の割合が80%を超え、年度ごとの平均ではいずれの年も90%を超えており、施策の目標を達成している。

さらに、いずれの研修においても、相手国のニーズに合わせた特別な取組が有効であったと回答した研修生の割合が75%を超えており、施策の目標を達成している（当該割合が最も低かった令和2年度のミャンマー競争法・政策研修においても、86%を達成している。）

アンケートの個別の回答としては、例えば、平成30年度の第24回 J I C A 開発途上国競争法・政策研修では、参加者からは、「自国と日本の競争法及び競争政策における包括的な分析をすることができる素晴らしい機会であり、全ての講義が必要であった。」といった研修全般を高く評価する意見や、「立入検査の講義は非常に実務的で役立つもので

あり、自国でも実践したい。」といった個別の講義内容を評価する意見が寄せられた。

また、令和２年度のモンゴル競争法・政策研修では、参加者から「現在取り組んでいる業務に必要な内容だった。」や「現在直面している課題に関するテーマを選んだことが効果的だった。」といった、相手国のニーズに合わせた取組を評価する意見が寄せられた。

一方で、平成30年度のＪＡＩＦ競争法・政策研修では、「より具体的なテーマについて研修を受けたい。」、令和元年度のインドネシア競争法・政策研修では、「事例について検討したり、模擬的な事例を使った講義が更にあるとよい。」との具体的事例に則した研修を求める内容の回答があった。

これらを踏まえると、開発途上国等に対する技術研修は、一部より実践的な研修を求める声があったものの、海外の競争当局の強化を図り、それらの競争当局との連携を推進する観点から一定の効果があったと考えられる。

なお、ウェブ方式による研修には、必要な講義を機動的に実施できる等のメリットと、説明内容の反応の把握が困難である、ディスカッション形式の講義の実施が容易ではない等のデメリットの双方が存在する。今後、ウェブ方式と対面方式のそれぞれのメリットを最大化するように研修の構成を工夫し、研修の有効性を向上させることが重要となる。

イ 海外に対する我が国の競争政策の周知

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することで、我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させることにより、海外の競争当局等との緊密な連携を推進することが可能となると考えられる。そのため、公正取引委員会ウェブサイトの英文プレスリリース掲載件数、当該ウェブサイトの英文トップページ及びプレスリリースページのアクセス件数並びに海外の法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数を指標として設定し、その効果を測定した。

(ア) 公正取引委員会ウェブサイトの英文ページの充実

英文プレスリリース掲載件数については、平成30年度は31件、令和元年度は35件、令和２年度は29件となっており、平成30年度及び令和元年度においては目標（平成30年度35件以上、令和元年度35件以上、令和２年度36件以上）を達成している。令和２年度においては、新型

コロナウイルス感染症の影響により、一定の種類の日本語のプレスリリースが減少したことから、結果として目標を達成できなかったが、目標値に近い英文プレスリリースを掲載している。

また、英文トップページへのアクセス数については、平成30年度及び令和元年度は前年度に比べ減少しているものの、令和2年度は前年度比158%と大幅に増加している。また、英文プレスリリースページへのアクセス数については、平成30年度は前年度に比べ落ち込んだものの、令和元年度及び2年度は再び増加に転じている。

公正取引委員会は、公正取引委員会ウェブサイトの英文ページにおいて継続して一定数の英文プレスリリースを掲載してきており、時期によって増減はあるものの、海外からのアクセスを集めているものと考えられる。そして、その結果として、我が国の競争政策等の状況を広く海外に周知することが一定程度達成できており、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に資するものであったと評価できる。しかしながら、今後より多くの海外の利用者に閲覧されるよう、コンテンツの充実や構成の工夫を行うとともに、公正取引委員会の職員等を講師として派遣したセミナー等や技術支援研修の場で公正取引委員会ウェブページの英文ページについて積極的に周知するなどの対応が必要である。

(イ) 海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣

公正取引委員会は、海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等に対して、平成30年度には20回、令和元年度には22回、それぞれ職員を講師として派遣しており、高い派遣水準を保持している。特にABA（米国法曹協会）競争部会春季会合といった海外の法曹協会等が主催する大規模かつ定評のあるセミナー等に対して積極的に講師を派遣することにより、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上に寄与するとともに、海外の競争当局との協力・連携の強化等に一定の効果があったものと考えられる。

なお、令和2年度には海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への職員の派遣回数大幅に減少しているが、これは主に新型コロナウイルス感染症の影響により、講演者及び参加者が会場に参集して開催されるセミナー等の中止が多発したことに起因するものであると考えられる。今後、ウェブセミナーが普及するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行が収束に向か

うにつれて、派遣回数は令和元年以前の水準に戻るものと考えられる。

ウ 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催

二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等を開催することで、海外競争当局等との連携を推進することができることから、二国間協議の開催回数を指標として設定し、その効果を測定した。

公正取引委員会は、米国、EU、カナダ等の競争当局との間において、二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間の協議等を行ってきている。競争当局間協議の開催回数は、平成30年度は2回、令和元年度は3回、令和2年度は2回と、評価対象期間の3年間は2回から3回の間で推移している。平成27年度の7回を除き、平成24年度から平成26年度までは2回から4回の回数であったことから、ここ3年の開催回数は、例年と同程度の回数であった。

このような協議等の機会を通じて、海外の競争当局と我が国の競争当局の担当者が直接会談し、最近の競争政策の動きや法執行活動の状況について相互に説明や質疑応答を行うことで、協力関係の構築、相互理解の促進などが図られており、競争当局間の協議等は海外の競争当局との連携を推進する上で一定の効果があったと考えられる。

エ 多国間における検討への参加

競争法の分野における最大の国際組織であるICNにおける検討に参加することで、海外競争当局等との連携を推進することができることから、ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへの出席回数を指標として設定し、その効果を測定した。

平成30年度ないし令和元年度においては、公正取引委員会の独占禁止法違反事件調査や企業結合審査の担当者等がICNの各作業部会のウェブ会議に積極的に参加するとともに、公正取引委員会委員長、委員又は事務総局の職員が全ての年次総会及び各作業部会のワークショップ（平成30年度5回、令和元年度4回及び令和2年度2回）にスピーカー等として参加し、積極的な発言を行っている。また、各作業部会が開催しているウェブセミナーに積極的に参加したほか、アジア太平洋地域に所在する競争当局向けのウェブセミナーを主催した。さらに、平成24年度に公正取引委員会の主導の下で立ち上げた「企業結合審査に係る国際的協力のためのフレームワーク」及び平成27年度に公正取引委員会の主導の下で立ち上げた「非秘密情報の交換を促進するためのフ

レームワーク」の運用を引き続き行うなど、公正取引委員会は、ＩＣＮの場において主導的な役割を担っており、競争当局間の連携を強化するための多国間における検討に大きく貢献している。

このように、公正取引委員会の大きな貢献の下、ＩＣＮ等多国間における検討の場において、各国が抱える問題に関する議論、問題意識の共有等が確実に進められてきており、公正取引委員会が海外の競争当局等との連携を推進する上で有効であったと評価できる。

(3) 効率性

ア 開発途上国等に対する技術研修

公正取引委員会は、ＪＩＣＡとの共催に加え、平成28年9月からＪＡＩＦの新たな技術支援プロジェクトを活用することで、平成30年度及び令和元年度で合計9件、各年度では5件前後の訪日研修を実現してきている。また、通訳の手配や研修生のスケジュール管理などＪＩＣＡの研修監理に係るノウハウを活用することにより、研修生を日本に招へいするための旅費、宿泊費等を負担することなく、効率的に研修を実施している。

加えて、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての研修をウェブ方式により実施している。ウェブ研修の活用により、移動時間や場所確保の事前準備の解消につながるなど、研修をより効率的に実施することが可能になった。

イ 海外に対する我が国の競争政策の周知

英文プレスリリースについては、従来から和文プレスリリースを全訳するのではなく、和文プレスリリースの内容を簡略化した上で公表することを基本としつつ、海外からの関心が高いと思われるものについてのみ全訳してきている。その結果、平成30年度、令和元年度及び令和2年度において、迅速かつ効率的に英文プレスリリースを英文ページに掲載し、コンテンツを増加させることができた。

ウ 二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催

海外において二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間の協議が開催されたり、海外の法曹協会等が主催するセミナー等への事務総局の職員等を講師として派遣した際には、訪問した国の競争当局関係者等と同職員等が担当官レベルの意見交換等を行っている。また、海外の競争当局等との間でウェブ会議等を開催することで、職員等の出張を必要最低限のものとしつつ、効率的に海外の競争当局等との

連携を推進している。

エ 多国間における検討の参加

国際会議への出席や開催準備等に当たり、会議内容等に応じてウェブ会議やメールを利用したやり取りを行うことで、職員の出張等を必要最低限のものとしながら、多国間における検討へ積極的に参加している。

例えば、平成30年度ないし令和2年度の各年度において、ICNの各作業部会ではウェブセミナーも活用されており、会議内容等に応じて公正取引委員会の職員が出張することなく、単独行為、カルテル及び企業結合に関するウェブセミナー等においてプレゼンテーションを行うなど積極的に貢献したほか、その開催準備等においてメールを利用したやり取りを行い、効率的に業務を遂行した。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

実績評価書（標準様式）における測定指標のうち、「開発途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修が有効であったと回答した研修生の割合」及び「相手国のニーズに合わせた特別な取組が有効であったと回答した研修生の割合」について、それぞれ目標を達成している。

また、「二国間独占禁止協力協定等に基づく競争当局間協議等の開催、多国間における検討への参加、開発途上国の競争当局等への技術支援の実施状況及び我が国の競争政策の状況の海外への周知状況」について、開発途上国等に対する競争法・政策に関する技術研修の実施回数は、令和2年度において17回となっており、従前に比べて大きく増加した。

加えて、英文トップページ及び英文プレスリリースページのアクセス数や海外の競争当局との二国間協議の回数も例年と同程度となっている。

一方、海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数、ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへのスピーカー等としての参加人数については、数値の減少が見られる。しか

し、これは主に新型コロナウイルス感染症の拡大により会合やセミナー等が中止された影響が大きく、今後新型コロナウイルス感染症の状況が改善することに伴い、海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣件数等は、再び増加するものと考えられる。

以上を踏まえると、開発途上国等に対する技術研修は相当程度有効に機能し、これらの国の競争当局の体制強化に貢献したものと考えられる。また、海外に対する我が国の競争政策の周知、海外の競争当局との定期協議、多国間における検討への参加等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心は高まり、公正取引委員会の国際的なプレゼンスの向上が一定程度実現したものと考えられる。さらに、これらの取組は、海外の競争当局等との緊密な連携にも寄与したものと考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、開発途上国等に対する技術研修、海外に対する我が国の競争政策の周知、海外の競争当局との定期協議及び多国間における検討への参加の各施策について、概ね有効に機能するとともに、効率的な実施がなされていると評価できる。他方で、令和2年度においては、一部の施策（ICN年次総会及び各作業部会ワークショップへのスピーカー等としての参加人数並びに海外の競争当局、法曹協会等が主催するセミナー等への講師派遣回数）について、これまでと同様の規模・形式により施策を実施することができなかったが、これは主に新型コロナウイルス感染症の影響によるものであると考えられる。

また、施策ごとに更に詳しく見ると、開発途上国等に対する技術研修については、ウェブ方式の拡大により、研修回数の増加が図られている一方で、海外に対する我が国の競争政策の周知及び多国間における検討への参加については、新型コロナウイルス感染症の影響によるセミナー等の機会の減少といった外的環境の変化に必ずしも適切に対応できていないと考えられる。

今後、新型コロナウイルス感染症の流行が収束に向かうにつれて、出張を伴うセミナー等が増加すると考えられるが、各施策が最大限の効果を発揮できるよう、ウィズコロナの時代を念頭に置きつつ、ウェブセミナーの効果的な利用方法等を検討することが必要であると考えられる。そして、このような取組を通じて、各施策が、どのような状況下においても、十分な効果を発揮し、海外競争当局間の

連携の強化に貢献するものになると考えられる。

ウ 次期目標等への反映の方向性

(7) 施策

引き続き、開発途上国等に対する技術研修を通じて、これらの国の競争当局の競争法に係る知見及び執行力等を強化するとともに、海外の競争当局との定期協議等の開催等を通じて、我が国の競争法・競争政策への理解・関心を高め、公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させること等により、海外の競争当局等との緊密な連携の推進に努め、国際事案等における効果的・効率的な競争法の執行等につなげることとする。

(イ) 測定指標

各指標とも、原則として、現在の目標設定の考え方を維持する。ただし、英文プレスリリースの掲載件数については、そもそも英訳の対象となる日本語のプレスリリースの件数が年度によって増減し、その結果、英文プレスリリースの掲載件数が減少することも考えられることから、件数ではなく、海外に発信すべき日本語のプレスリリースのうち英訳して公表した割合を目標とすることにより、改善を図ることとする。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 実績評価書の中で、オンラインで研修等を実施した際のメリットやデメリットをまとめて記載するとよいと思う。 （内部で整理しているところではあるが、オンラインの場合は短時間の研修を多く実施することができるといったメリットがあるが、参加者の反応や理解度を把握しづらいなどのデメリットが存在すると考えており、オンラインと対面を組み合わせることが重要であると考えている旨回答し、実績評価書資料 15 頁に加筆を行った。）	池谷委員
○ 実績評価書（標準様式）において、この実績評価書資料に記載してあったり、口頭で説明があった事項が十分に表現できていないように思う。	南島委員

（意見を踏まえ、実績評価書（標準様式）の記載に加筆を行った。）	
○ オンラインと対面の場合の研修等における成果の違いを把握することで、オンラインと対面の適切な組合せを効果的に検討できるのではないか。 （研修等においては、毎回、アンケートを実施しているので、引き続きアンケートを実施し、その結果を踏まえ、適切な実施方法を検討することとしたい旨回答した。）	小林委員
○ オンラインの研修について、対面の場合と比較して、できなくなってしまったことがあるのであれば、その内容や今後の対応を伺いたい。 （オンライン方式の場合は画面を見続けることとなるため、参加者の集中力を維持することが困難であり、また、ディスカッション形式の講義を行うことが難しいといった面があり、引き続き効果的な実施方法を検討することとしたい旨回答し、実績評価書資料 15 頁に加筆を行った。）	中村委員

○ 海外の法曹協会等が主催するセミナー等への派遣先一覧

	年度	
これまでの実績	平成28年度	・ DOJ 主催カルテル執行に関する会議 (H28. 4/ワシントン D. C.) ・ ESSEC 主催アジアの競争法及び競争政策に関する会議 (H28. 4/同上) ・ Advanced EU Competition Law カンファレンス (H28. 5/ロンドン) ・ GCR 主催第2回アジア太平洋 IP & Antitrust 年次会合 (H28. 5/ソウル) ・ ABA 主催 Antitrust in Asia (H28. 6/香港) ・ ソフィア競争法フォーラム (H28. 6/ソフィア) ・ 第3回反トラストアジア太平洋サミット (H28. 6/香港) ・ TFTC 主催競争法・政策国際カンファレンス (H28. 6/台湾) ・ 第2回 Competition Law Global Forum (H28. 6/東京) ・ Fordham 大学主催国際競争カンファレンス (H28. 9/ニューヨーク) ・ ロシア競争週間 (H28. 9/モスクワ) ・ IBC カルテル会合 (H28. 9/ブリュッセル) ・ ABA 国際法部会秋季会合 (H28. 10/東京) ・ EU-Japan フォーラム (H28. 10/ブリュッセル) ・ 中国競争政策年次フォーラム 2016 (H28. 10/北京) ・ アジア競争協会 2016 年年次総会 (H28. 10/チェジュ) ・ 第20回ソウル国際競争政策ワークショップ (H28. 11/ソウル) ・ ユーラシア経済委員会国際会議 (H28. 11/フロドノ) ・ ソフィア競争法フォーラム (H28. 11/ソフィア) ・ アジア競争フォーラム第12回年次総会 (H28. 12/香港) ・ 南カリフォルニア大学カンファレンス (H29. 1/ロサンゼルス) ・ GCR 第6回アジア太平洋法曹年次大会 (H29. 3/シンガポール) ・ ブリュッセル研究所主催ワークショップ (H29. 3/ブリュッセル) ・ 第18回国際競争カンファレンス (H29. 3/ベルリン) ・ 第10回医薬品市場調査ワーキンググループ会議 (H29. 3/モスクワ) ・ ジョージタウン大学国際反トラストシンポジウム (H29. 3/ワシントン D. C.) ・ ABA 反トラスト法部会春季会合 (H29. 3/同上)
	平成29年度	・ IBC 競争法カンファレンス (H29. 5/ロンドン) ・ オックスフォード大学シンポジウム (H29. 6/オックスフォード) ・ IBA 中間年次会議 (H29. 6/ソウル) ・ CCS-SAL 主催競争法カンファレンス (H29. 8/シンガポール) ・ 中国競争政策年次フォーラム 2017 (H29. 8/上海) ・ フォードム大学主催国際競争カンファレンス (H29. 9/ニューヨーク) ・ ノースウエスタン大学反トラスト会議 (H29. 9/シカゴ) ・ アジア競争協会年次会議 (H29. 9/札幌) ・ IBC 会合 (H29. 10/ブリュッセル) ・ ソフィア競争法フォーラム (H29. 10/ソフィア) ・ ジャカルタ国際競争フォーラム (H29. 10/ジャカルタ) ・ 南カリフォルニア大学カンファレンス (H29. 11/ロサンゼルス) ・ ソウル国際競争政策ワークショップ (H29. 11/ソウル) ・ 在日米商工会議所主催講演会 (H29. 11/東京) ・ デリー国立法科大学主催アジア太平洋会合 (H30. 2/デリー) ・ ABA-IBA 共催国際カルテルワークショップ (H30. 2/パリ) ・ マニラ競争フォーラム (H30. 2/マニラ) ・ GCR アジア太平洋法曹年次大会 (H30. 3/シンガポール)

評価対象期間	平成30年度	・ ABA 競争法部会春期会合 (H30. 4/ワシントン D. C.) ・ セルビア「競争の日」イベント (H30. 4/ベオグラード) ・ Concurrences アジア反トラスト会議 (H30. 5/香港) ・ 経団連主催カンファレンス (H30. 5/東京) ・ ABA 主催 Antitrust in Asia (H30. 5/ソウル) ・ KNect365 主催 Competition Law Asia (H30. 7/シンガポール) ・ 第 7 回香港競争法・規制サミット (H30. 7/香港) ・ 第 7 回中国競争政策フォーラム (H30. 7/北京) ・ ACCC 主催技術支援イベント (H30. 8/シドニー) ・ フォードム大学競争法研究所当局幹部ワークショップ (H30. 9/ニューヨーク) ・ ソウル国際経済分析セミナー (H30. 9/ソウル) ・ 第 10 回ソウル国際競争フォーラム (H30. 9/ソウル) ・ 第 11 回ノースウェスタン大学シールセンター主催反トラスト経済学及び競争政策会議 (H30. 9/シカゴ) ・ ジョージタウン大学 Global Antitrust Enforcement Symposium (H30. 9/ワシントン D. C.) ・ ロシア競争ウィーク (H30. 9/ソチ) ・ 上海交通大学主催「デジタル時代における知財と競争法・国際フォーラム」 (H30. 11/上海) ・ ACA 主催年次会合 (H30. 11/広州) ・ ACF (H30. 12/香港) ・ 第 8 回 GCR アジア太平洋法曹年次大会 (H31. 3/シンガポール) ・ ABA競争法部会春期会合 (H31. 3/ワシントン D. C.)
	令和元年度	・ 第 8 回中国競争政策フォーラム (R1. 5/海南島) ・ Concurrences アジア反トラスト会議 (R1. 5/香港) ・ IBA 競争法ミッドイヤー・カンファレンス (R1. 6/東京) ・ 台湾公平交易委員会主催競争政策・競争法国際会議 (R1. 6/台北) ・ 香港大学主催カンファレンス「プラットフォームと競争法」 (R1. 6/香港) ・ オックスフォード大学主催反トラスト法執行シンポジウム (R1. 6/オックスフォード) ・ フォードム大学競争法研究所当局ワークショップ (R1. 9/ニューヨーク) ・ BRICS コンペティションカンファレンス (R1. 9/モスクワ) ・ KNect365 カルテルカンファレンス (R1. 9/ブリュッセル) ・ ノースウェスタン大学主催反トラスト法フォーラム (R1. 10/シカゴ) ・ CEATEC 国際シンポジウム「プラットフォームビジネスと競争政策」 (R1. 10/東京) ・ ACA 年次会合 (R1. 10/ソウル) ・ CPI・CCIA 主催第 2 回トラストカンファレンス (R1. 11/ボストン) ・ モロッコ当局主催ラバト国際カンファレンス (R1. 11/ラバト) ・ UCL 主催「情報通信と IoT における特許」国際カンファレンス (R1. 11/東京) ・ FAS 主催国際カンファレンス (R1. 11/モスクワ) ・ CUTS 主催カンファレンス (R1. 12/ニューデリー) ・ GCR「知的財産と競争法」カンファレンス (R1. 12/北京) ・ アジア競争フォーラム (R2. 1/バレンシア) ・ ABAカルテルワークショップ (R2. 2/サンフランシスコ)
	令和2年度	・ 香港当局主催 COVID19 における競争当局の対応に係るウェブ会議 (R2. 4/ウェブ) ・ 米国商工会議所主催のウェブ会議 (R2. 7/ウェブ) ・ 第 9 回 GCR アジア太平洋年次会合 (R2. 9/ウェブ)

		・ ジョージタウン大学国際反トラスト法執行シンポジウム（R2. 9／ウェブ） ・ 台湾当局主催COVID19における競争当局の対応に係るウェブ会議（R2. 9／ウェブ） ・ HKUST主催のウェブ会議（R3. 3／ウェブ）
--	--	---